平成２１年（フ）第２８７号
群馬県高崎市箕郷町西明屋217番地26
債務者　加藤美知江
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２８９号
群馬県藤岡市森527番地４
債務者　山本　　忍
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４３０号
神奈川県秦野市西大竹290番地の１　バッカナーレ１　205号
債務者　阿部　春幸
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５０３号
神奈川県足柄上郡開成町中之名358番地１　バードハイム105
債務者　中尾　美保
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５１７号
神奈川県平塚市袖ケ浜３番36号　奥野アパート201号、前住所神奈川県平塚市中堂13番29―402号　田辺マンション
債務者　小林マサ子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５２６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津477番地
債務者　熊坂千枝子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５３３号
神奈川県伊勢原市東大竹２丁目20番地の19、前住所神奈川県横浜市戸塚区平戸町552番地３　コムーネ東戸塚503号
債務者　赤松　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５４８号
神奈川県伊勢原市東大竹1149番地の１　九重寮
債務者　小泉　健一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１３３号
岐阜県瑞浪市陶町大川745番地の２
債務者　羽柴　和典
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１３７号
岐阜県中津川市落合690番地の２　１―404
債務者　佐藤　吉弘
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１３８号
岐阜県中津川市落合690番地の２　１―404
債務者　佐藤美紀子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１４１号
岐阜県恵那市三郷町野井1356番地１
債務者　佐藤　玲子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第７０号
三重県松阪市小阿坂町507番地２
債務者　小林　康子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第８６号
京都府亀岡市北河原町１丁目６番29―304号
債務者　細野　綾乃
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１９１０号
大阪府吹田市元町17番６号
債務者　東浦　里美
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６７２号
大阪府豊中市上野西２丁目15番35―302号
債務者　山田　智里
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２２３号
大阪府八尾市東山本町６丁目９番34―201号
債務者　茂幾　**琢**也
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７６２号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2438番地の３　210号
債務者　ダスキンサーヴ内岡こと　内岡　和彦
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部